

## 品確法、建設業法、入契法、事後公表等の改正について

平成27年4月1日より公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)と公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)と建設業法が一体的に改正になりました。

内容については、国土交通省のホームページをご確認下さい。

【国土交通省のホームページ】

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

また、事後公表の内容が変わります。設計価格と最低制限価格については公表致しませんので、お知らせします。